

にいかわ信用金庫富山支店千本会 会則

第1条 (総則・名称)

本会はしんきん「千本会」と称し、事務局をにいかわ信用金庫富山支店に置く。

第2条 (目的)

本会は会員相互の情報交換と親睦を図り、若手経営者の育成と地元企業の健全な発展と地域貢献を目的とする。

第3条 (事業・行事)

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①情報交換と親睦を目的とした諸会合
- ②資質の向上を目指す講演会、研修会、親睦旅行
- ③会員家族の親睦会
- ④定期総会

第4条 (組織・会員資格)

- ①本会はにいかわ信用金庫の営業区域に居住又は従事する若手経営者並びに後継者、会社幹部で組織する。
- ②入会資格は満年齢で60歳以下とする。

第5条 (役員)

- ①本会は下記の役員を置き運営にあたる。役員任期は2年とする。
- ②再任を妨げない。尚、満58歳以後役員には選任しない。
- ③退任後の役員は、顧問・相談役となり、任期2年限りとして役員会の協力にあたる。

会長	1名
副会長	2名
理事	若干名
監事	2名
顧問・相談役	若干名
書記・会計	1名(事務局)

第6条 (役員の仕事)

- ①会長は本会を代表し、役員指名と会の事業を統括する。
- ②副会長は会長を補佐し、会長の都合がある時は職務を代行する。
- ③理事は事業の企画、立案にあたる。
- ④監事は書記・会計の監査にあたる。
- ⑤事務局をにいかわ信用金庫富山支店に置き、書記・会計及び事務連絡等にあたる。

第7条 (総会)

- ①本会の会計年度及び事業年度は4月1日より3月31日迄とする。
- ②毎年会計年度終了後30日以内に総会を開催し、総会において会計報告及び事業報告を行うものとする。
- ③総会の成立については、委任を含む半数以上の出席で成立し、その二分の一以上の同意をもって諸事を決定する。
可否同数の場合は会長がこれを決する。

第8条 (会費)

本会の会費は月3,000円とし、会費は年2回(4月、10月)に会員指定の口座より自動振替にて納入するものとし、役員が必要と認めた場合は臨時に会費を求める。

第9条 (慶弔金)

本会の会員に対してのみ慶弔金10,000円を贈呈する。

第10条 (入会・脱会・卒会)

- ①本会に入会せんとするものは、会員の紹介・推薦を受けて役員会の承認を得るものとする。
- ②入会するものは、入会金10,000円を納入するものとする。
- ③脱会せんとするものは、事務局宛に届け出るものとする。
- ④卒会は満60歳となる年の年度末とする。

第11条 (役員会)

本会運営上、会長が必要と認めた場合には都度役員会を開催する。

第12条 (付則)

- ①本会の解散及び会則の改定は、役員会の発議により総会をもって決議する。
- ②本会則に定めのない事項にして必要とするものは役員会の決議による。

施行日 平成28年4月1日
改訂日 平成30年4月5日
令和3年4月22日

別紙

年間事業計画

4月 第一木曜日 総会、懇親会

6月 視察研修

9月 講演会

12月 忘年会